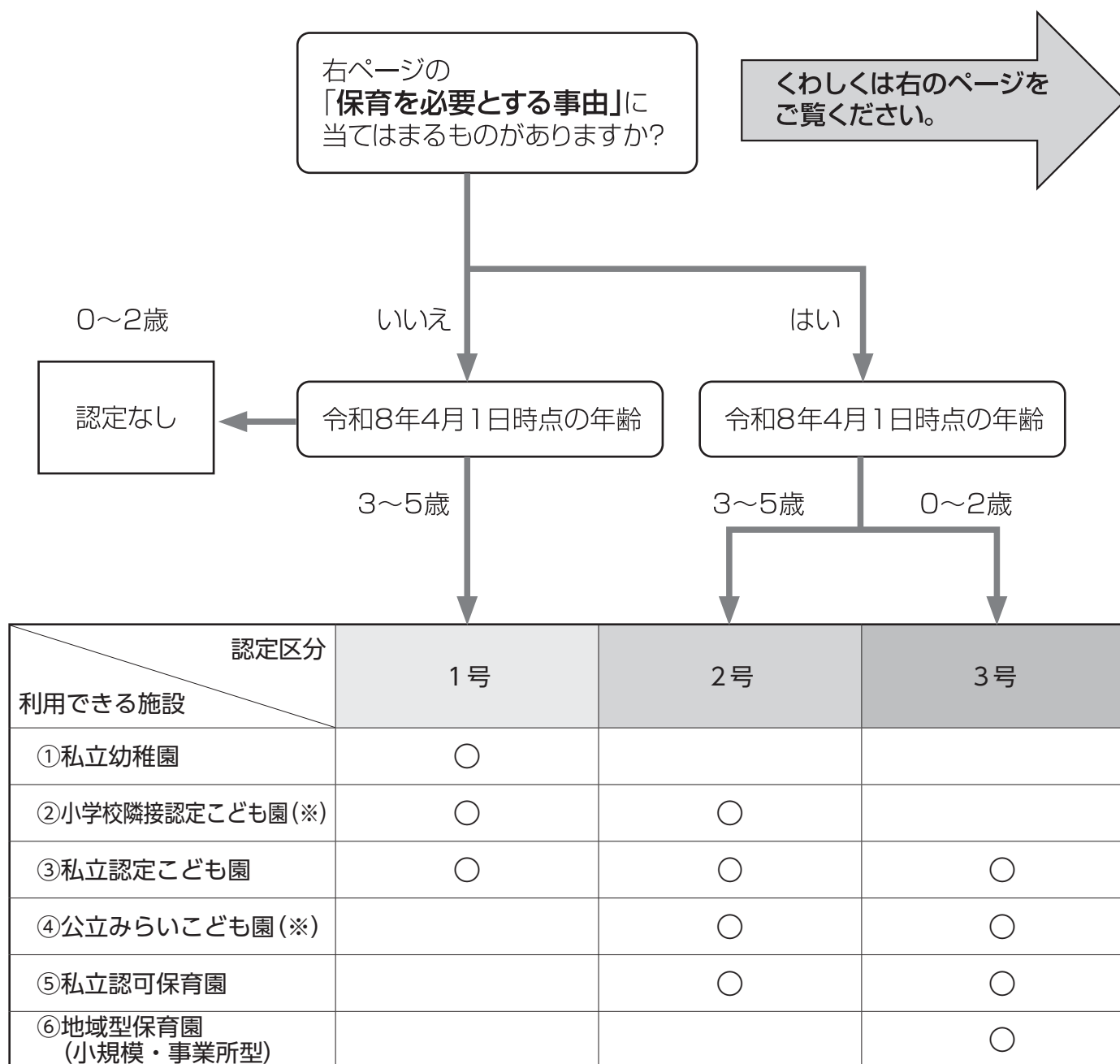


### 3. 教育・保育給付認定と保育時間

#### (1) 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するには、保護者の方が「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。  
認定には1号・2号・3号があり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

あなたの認定区分は？



※「②小学校隣接認定こども園」には、天久・大道みらいこども園（3～5歳クラス）含む

※「④公立みらいこども園」は天久・大道みらいこども園（0～2歳クラス）、宇栄原みらいこども園、久場川みらいこども園

※ 認可外保育施設に入園を希望の方は、直接施設へお問い合わせください。

P.55、56「認可外保育施設一覧」参照



## (2)「保育を必要とする事由」と保育時間

「保育を必要とする事由」のことを「要件」と呼び、以下の10種類です。すべての保護者が要件に該当する必要があります。保育時間とは、保育園等を利用できる時間で、1日11時間（標準時間） または1日8時間（短時間）のいずれかになります。保護者が申請した「要件」に基づいて下表のとおり保育時間を決定しています。

| 保育を必要とする事由（要件） |                                 | 施設を利用できる期間                  | 保育時間                     |
|----------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 1              | 保護者が月64時間以上就労している               | 就労期間中                       | 短時間（※1）<br>（月120時間未満の就労） |
|                |                                 |                             | 標準（月120時間以上就労）           |
| 2              | 保護者が妊娠中または出産後4か月以内である           | 妊娠中から産後4か月まで（※2）            | 標準                       |
| 3              | 保護者が疾病、障がいを持っている                | 診断書による療養期間中<br>障害者手帳等の有効期間内 | 標準                       |
| 4              | 保護者が同居親族の看護や介護をしている             | 診断書による療養期間中                 | 標準                       |
| 5              | 保護者が災害復旧にあたっている                 | 3か月ごとに更新が必要                 | 標準                       |
| 6              | 保護者が求職中または起業準備中である              | 連続3か月まで                     | 短時間                      |
| 7              | 保護者が就学中である<br>※学校教育法で規定する教育施設のみ | 就学期間中                       | 短時間（月120時間未満）            |
|                |                                 |                             | 標準（月120時間以上）             |
| 8              | 虐待やDVのおそれがある                    | 市長が認める期間中                   | 標準                       |
| 9              | 保護者が育児休業中である（※3）                | 育休対象児が2歳になる月末まで             | 短時間                      |
| 10             | みなし育休（※3）                       | 育休対象児が2歳になる月末まで             | 短時間                      |

※1 シフトや通勤時間等の事情で標準時間の認定が必要な場合は、申請により変更できる場合があります。

※2 4か月の数え方は「生まれた日の属する月の翌月から数えて4か月」

（例）4月1日出生の場合、5月から8月までの4か月間

※3 育児休業中、または育児休業中でない保護者が2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだいの保育を必要とすることをいいます。ただし育児休業、みなし育休の対象児童については、保育の必要性の認定ができません。

### ◆保育時間の例◆

具体的な時間は施設によって異なりますので、認可施設情報一覧（P.41～）をご確認ください。

#### ～あるこども園の1日～



保護者のいずれかが短時間認定である場合、世帯としては短時間に認定します。

例：父が月120時間以上勤務で標準認定だが、母が月120時間未満勤務で短時間認定の場合、世帯としては短時間として認定します。